

院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコル本文_合意書の軽微な変更について

院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコル本文中におきまして、以下の誤記がありましたので修正しました。また、文中の「患者」、「患者さん」の用語を「患者」に統一しました。

この度の改訂におきましては、再合意を必要としない事をお知らせします。

1) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握した場合の投与日数の調整(短縮)(外用剤の本数の変更も含む)

……………「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会したうえで変更してください。

(修正後)

……………「保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会したうえで変更してください。